

埼玉県立寄居城北高等学校 部活動に係る活動方針

◆活動の基本方針

- 学習活動と部活動の両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

◆指導体制の整備について

- 各顧問が年間、月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 作成した各種計画については、生徒及び保護者に公表する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 外部指導者について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

◆具体的な活動の進め方について

- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 部活動顧問間で、適宜情報交換を行う。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や、校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

◆適切な休養日等の設定について

- 学期中は、原則として週2日以上（平日1日以上・土日いずれか1日以上）の休養日を設ける。ただし大会日程等により変動する場合がある。
- 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は半日程度とする。ただし、練習試合及び校内外での合宿練習中はこの限りではない。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、原則1回以上連続する3日間以上の休養日を設定する。
- 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール・合宿・遠征等を精査し、負担軽減を図る。